経済産業省共済組合定款の一部変更について

経済産業省共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

平成27年９月30日

経済産業省共済組合代表者
経済産業大臣　宮沢　洋一

第13条第１号中「別表第三」を「別表第二」に改める。

第14条を次のように改める。

（組合員の種別）

第14条　組合員は、次のように区分する。

(1)　長期組合員　次号から第４号までに規定する組合員以外の組合員

(2)　短期組合員　法第72条第２項の規定により長期給付に関する規定の適用を受けない組合員

(3)　継続長期組合員　法第124条の２第１項前段の規定により引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員

(4)　任意継続組合員　法第126条の５第１項後段の規定により引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することができる組合員

２　長期組合員のうち厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用を受ける被保険者は、同法第２条の５第１項第２号に規定する第２号厚生年金被保険者及び高齢任意加入被保険者（同法附則第４条の３第１項の規定による被保険者であって、組合員であるものをいう。）に区分する。

第16条中「第51条第１項」を「第50条第１項」に改める。

第17条中「第52条」を「第51条」に改める。

第26条（見出しを含む。）中「決定及び支払」を「裁定及び決定並びに支払」に改める。

第28条の見出しを次のように改める。

（掛金及び負担金の額）

第28条第１項中「第１号の２及び第４号並びに第６項」を「第２号及び第４号並びに第７項」に、「第42条第１項」を「第40条第１項」に、「第42条の２第１項」を「第41条第１項」に改め、同条第２項中「第99条第５項若しくは第７項」を「第99条第６項若しくは第８項」に改め、同条第５項中「第99条第２項第２号」を「第99条第２項第３号」に改める。

附則第６条中「第52条」を「第51条」に改める。

附　則

この変更は、平成27年10月１日から施行する。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年一月一日であり、各社の臨時株主総会の承認決議は平成二十七年十一月七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十七年十月二十九日
　　掲載頁　五九頁（号外第二四六号）

(乙)　計算書類の公告義務はありません。

(丙)　掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十七年十月二十九日
　　掲載頁　五九頁（号外第二四六号）

平成二十七年十一月十二日

秋田県秋田市寺内字イサノ一九番地一
(甲)　株式会社スカイクリーニング
　　代表取締役　桑川　秀夫

神奈川県茅ケ崎市矢畑一二二二番地
(乙)　有限会社スカイ茅ケ崎工場
　　代表取締役　桑川　幸子

神奈川県平塚市四之宮七丁目二番一六号
(丙)　株式会社スカイクリーニング
　　代表取締役　桑川　幸子

合併公告

平成二十七年十一月十一日開催の甲及び乙のそれぞれ臨時総会において、左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年十一月十二日

群馬県前橋市西片貝町五丁目二八番地三
(甲)　前橋たばこ販売協同組合
　　代表理事　福田　友行

群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町八五三番地の三
(乙)　中之条たばこ販売協同組合
　　代表理事　永井　民夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することを決定いたしました。

効力発生日は平成二十八年一月一日であり、甲及び乙は、平成二十七年十月三十日開催の臨時株主総会にて承認決議をしております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　http://www.acservice.co.jp/

(乙)　http://www.chintai-travel.com/

平成二十七年十一月十二日

東京都港区元赤坂一丁目五番五号
(甲)　株式会社エーシーサービス
　　代表取締役　北原　直樹

東京都港区元赤坂一丁目二番七号
(乙)　株式会社ＣＨＩＮＴＡＩトラベルサービス
　　代表取締役　上原　正嗣

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしましたので公告します。

効力発生日は平成二十八年一月一日であり、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに、この合併を決定しております。

この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年十月三十日
掲載頁　一一六頁（号外第二四七号）

平成二十七年十一月十二日

東京都港区赤坂八丁目五番三〇号
(甲)　ユニバーサルミュージック合同会社
　　代表社員
　　シーエムエイチエル・ビーヴィ
　　職務執行者　藤倉　尚

東京都港区赤坂八丁目五番三〇号
(乙)　株式会社ヴィソーレローズ・ジャパン
　　代表取締役　加藤　公隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十七年十一月十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十七年三月十一日
　　掲載頁　四十四頁（号外第五十一号）

(乙)　掲載紙　官報
　　掲載の日付　平成二十七年三月十七日
　　掲載頁　五十九頁（号外第五十六号）

平成二十七年十一月十二日

岐阜県大垣市木戸町六三二番地の一
(甲)　大垣ニチゴーサービス株式会社
　　代表取締役　山縣　正隆

岐阜県大垣市西崎町三丁目一三番地
(乙)　日合エンジニアリング株式会社
　　代表取締役　勝浦　章夫